# 固定資産の異動申告について

固定資産(土地・家屋)に異動がある場合は、東神楽町税条例第74条及び地方税法第384条に基づき、その内容を税務課までご申告いただく必要があります。

つきましては、所有の固定資産に異動があった方は次により申告書をご提出ください。

### 1 申告しなければならない場合

#### (1)土地の異動について

用途を変更した場合

(例:原野を造成し宅地にした場合など)

※法務局にて用途変更後の地目に登記変更済の場合は申告不要です。

#### (2)家屋の異動について

- ① 新築・増築・改築した場合(10㎡以上の車庫・物置・プレハブなども含む。) ※建替の場合も申告が必要です。
- ② 建物の一部又は全部を取り壊した場合
- ③ 用途を変更した場合 (例:旧住宅を納屋等に変更した場合など)
- ④ 登記されていない建物を売買、相続等した場合 ※①~③については法務局にて登記済、登記変更済の場合、申告不要です。

#### (3)その他(土地・家屋共通)

異動があったもので申告忘れがあった場合

### 2 提出の際必要な書類

- ① 固定資産を所有される方の番号確認書類(マイナンバーカード等)
- ② ご申告の手続をされる方の本人確認書類(運転免許証等)
- ! 代理人が申告される場合、

上記書類に加えて、【固定資産を所有される方から代理人への委任状】も必要となります。

- ※ 窓口でのご申告の際は、すべて原本が必要になります。
- ※ 郵送の場合、①、②については、写しを添付願います。
- ※ 提出手段に関わらず、委任状は必ず原本の提出が必要です。

## 3 提出期日

異動があった翌年の1月31日まで(土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日まで)

# <u>4 提出先</u>

〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

東神楽町役場 税務課 課税係

TEL:0166-83-2119(直通)